

ボランティア情報の取扱いに関する指針

近畿大学

近畿大学(以下「本学」という。)は、以下の指針に基づいてボランティアに関する情報を取り扱うものとする。

1. ボランティア情報の受付基準

(1) ボランティア募集を受け付ける団体(次の全てを満たす団体が対象)

- ① ボランティア活動又は市民活動の実績を十分に有する団体(法人格の有無は問わない)
- ② ボランティアの募集・受入れの責任者及び担当者が明確である団体
- ③ 有償活動(雇用・請負と評価されるような活動)とボランティア活動とを明確に区別している団体

(2) 受け付けできるボランティア活動(次の全てを満たす活動が対象)

- ① 公共性・公益性が高い活動
- ② 営利を目的としない活動
- ③ 活動にあたり、安全管理が十分になされていると判断される活動
- ④ 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応がなされている活動

(3) 受け付けできないボランティア活動(次のいずれかに該当する活動)

- ① 各種法令に違反する活動
- ② 公序良俗に反する活動
- ③ 人体に有害であり、又は危険が伴う活動
- ④ 特定の政党を支持する活動
- ⑤ 特定の宗教を布教するための活動
- ⑥ 個人で募集する活動
- ⑦ その他本学が不相当であると判断した活動

2. 活動に際するボランティア受入団体との申合せ事項

ボランティア受入団体と各所管部署は、以下の点を申合せ事項として、事前に確認する。

- (1) ボランティア受入団体は、ボランティア希望者に対して活動内容や条件等を適切に提示し、それらについて両者が合意したうえで活動を始めることとする。
- (2) ボランティア受入団体は、活動を始める前にオリエンテーション等を実施して、ボランティアに必要な情報や留意点をあらかじめ伝達するとともに、活動が始まった後は、必要に応じて研修、支援等を行うこととする。
- (3) ボランティア活動中は、ボランティア受入団体の担当スタッフとともに活動を行うこととする。
- (4) ボランティア受入団体及び各所管部署は、ボランティア保険の加入の有無を確認し、ボランティア希望者が未加入の場合は活動させないこととする。
- (5) 次の内容を含む活動については、紹介できないものとする。
 - ① 22時以降6時までの深夜早朝活動
 - ② 精神的・肉体的苦痛が懸念される活動
 - ③ 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護その他の人命に関わることが予想される活動
 - ④ 自動車、自動二輪車、船舶その他免許を必要とするものの運転を伴う活動
 - ⑤ 有資格者によってなされるべき活動(資格を持たないとできない活動)

3. 免責事項

本学で紹介するボランティア情報に関して発生した受入先・ボランティア先とのトラブル等(受入先と活動する学生との間に生じた損害賠償等の法的責任を含む。)について、本学は責任を負わない。

4. 所管・問合せ先

大学運営本部学生部 (gakusei@itp.kindai.ac.jp)

※ 東大阪キャンパス以外のキャンパスにおいては、各キャンパス学生センター

以上